



県章

群馬県報

平成25年
12月27日(金)
第9160号

目次

ページ

規 則

○群馬県立県民健康科学大学学則の一部を改正する規則（県民健康科学大学）	2
○群馬県立森林公園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（緑化推進課）	2
○群馬県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則（技術支援課）	5
○群馬県県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則（建築住宅課）	5

告 示

○個人の県民税に係る控除対象寄附金等の指定の告示の一部改正（税務課）	6
○県税の収納事務の委託の告示の一部改正（同）	6
○道路の区域変更（道路管理課）	7

公 告

○指定管理者の指定（文化振興課）	7
○同（スポーツ振興課）	7
○同	8
○同	8
○同（自然環境課）	8
○同	9
○同（緑化推進課）	9
○同	10
○同	10
○同	10
○同	11
○同	11
○土地改良区清算人の就任の届出（農村整備課）	11
○指定管理者の指定（労働政策課）	12
○同（観光物産課）	13
○同	13
○宅地建物取引業者の業務の全部停止（監理課）	13
○宅地建物取引業者の免許取消し（同）	14
○指定管理者の指定（交通政策課）	14
○都市計画第一種市街地再開発事業の変更に係る縦覧（都市計画課）	14
○都市計画高度利用地区の変更に係る縦覧（同）	15
○開発工事の完了（建築住宅課）	15

教育委員会公告

○指定管理者の指定（生涯学習課）	16
------------------	----

入 札 公 告

○一般競争入札の実施（教育委員会管理課）	16
----------------------	----

■規則

群馬県立県民健康科学大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十五年十二月二十七日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第七十二号

群馬県立県民健康科学大学学則の一部を改正する規則

群馬県立県民健康科学大学学則（平成十六年群馬県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項中「は、別表のとおりとする」を「並びに履修に関する事項は、別に定める」に改め、同条第二項を削る。
別表を削る。

附則

- この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。
- この規則の施行の日の前日に群馬県立県民健康科学大学に在学する者については、群馬県立県民健康科学大学学則の一部を改正する規則（平成二十二年群馬県規則第五十八号）附則第二項、群馬県立県民健康科学大学学則の一部を改正する規則（平成二十四年群馬県規則第十七号）附則第二項及び群馬県立県民健康科学大学学則の一部を改正する規則（平成二十五年群馬県規則第二十七号）附則第二項の規定にかかわらず、これらの規定によりなおその効力を有することとされたこれらの規則による改正前の別表の規定を適用せず、群馬県立県民健康科学大学学則に基づく規程の定めるところによる。

群馬県立森林公園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十五年十二月二十七日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第七十三号

群馬県立森林公園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県立森林公園の設置及び管理に関する条例施行規則（平成十年群馬県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第三条第一項又は第四条第一項」を「第三条第一項前段又は第四条ただし書」に改め、同条第二項中「第三条第一項」を「第三条第一項後段」に改める。

第三条中「条例第三条第一項第四号に定める」を「同項第四号に規定する」に、

「こと」を「もの」に改める。

第四条の見出しを「（野営又はたき火をすることができる場所）」に改め、同条中「場所とは」を「場所は」に改め、「及び21世紀の森」を削る。

第六条の見出し中「使用承認」を「利用の承認」に改め、同条第一項中「第七条第二項」を「第七条第二項前段」に、「使用しよう」を「利用しよう」に、「森林公園有料公園施設使用承認申請書」を「森林公園有料公園施設利用承認申請書」に改め、同条第二項中「第七条第二項」を「第七条第二項後段」に、「森林公園有料公園施設使用承認変更申請書」を「森林公園有料公園施設利用承認変更申請書」に改める。

第七条の次に次の一条を加える。

（利用料金の減免）

第七条の二 条例第十五条の四の規定により、利用料金の全部又は一部の免除を受けようとする者は、森林公園有料公園施設利用料金減免申請書（別記様式第八号）を指定管理者に提出しなければならない。

第八条第一項及び第二項中「使用」を「利用」に改め、同条第三項中「知事は、必要があると認めるときは、前二項の規定にかかわらず」を「前二項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、」に、「使用」を「利用」に改める。

第十条中「使用後」を「利用後」に改める。

第十一条の見出し中「損傷」を「損傷等」に改め、同条中「その施設又は設備を損傷した」を「その利用中に施設又は設備が損傷し、汚損し、又は滅失した」に、「知事」を「指定管理者」に、「その指示」を「その指示」に改める。

第十二条中「条例及びこの規則に基づいて」を「この規則の規定により」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（指定管理者への委任）

第十三条 この規則に定めるもののほか、公園の管理に関し必要な事項は、指定管理者が知事の承認を得て定める。

別表赤城ふれあいの森の項中「八月」を「九月」に改める。

別記様式第一号及び別記様式第二号中「群馬県知事 様」を「群馬県知事 あて」に改める。

別記様式第三号中「群馬県知事 様」を「群馬県知事 あて」に、

群馬県知事 様	群馬県知事 様
群馬県知事 様	群馬県知事 様
群馬県知事 様	群馬県知事 様
群馬県知事 様	群馬県知事 様

を

群馬県知事 様	群馬県知事 様
群馬県知事 様	群馬県知事 様
群馬県知事 様	群馬県知事 様
群馬県知事 様	群馬県知事 様

に改める。

別記様式第四号中「森林公園有料公園施設使用承認申請書」を「森林公園有料公園

施設利用承認申請書」及び「指定管理者 様」や「指定管理者 あて」及び「使用したい」や「利用したい」及び「使用予定人員」や「利用予定人員」及び「使用施設名」や「利用施設名」に添える。

添える様子は、森林公園有料公園施設使用承認変更申請書」や「森林公園有料公園施設利用承認変更申請書」及び「指定管理者 様」や「指定管理者 あて」及び「使用の」や「利用の」及び「使用承認年月日」や「利用承認年月日」及び「使用予定日」や「利用予定日」に添える。

添える様子は、群馬県知事 様」や「群馬県知事 あて」及び「減免区分」や「免除の別」及び「免除・減額」や「全額免除・一部免除」及び「使用予定年月日」や「利用予定年月日」及び「使用目的」や「利用目的」に添え、同様の添えのの様式を加える。

別記様式第8号(規格A4)(第7条の2関係)

森林公園有料公園施設利用料金減免申請書

年 月 日

指定管理者 あて

郵便番号

住 所

フリガナ

氏 名

生年月日・性別

電話番号

法人又は団体にあつては、その所在地、名称
並びに代表者の住所、氏名、氏名のフリガナ、
生年月日及び性別

有料公園施設の利用料金を次のとおり減免してください。

免 除 の 別	全額免除・一部免除
免 除 の 額	
有 料 公 園 施 設 の 名 称	
利 用 予 定 年 月 日	年 月 日
利 用 目 的	
理 由	

- 附 則
- 1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。
 - 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県森林公園の設置及び管理に関する条例施行規則の規定により作成されている用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

群馬県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十五年十二月二十七日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第七十四号

群馬県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

群馬県肥料取締法施行細則（昭和二十五年群馬県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「（昭和二十五年政令第九百十八号）」を「（昭和二十五年政令第九百十八号）」に改める。

第四条中「法第二十三条」を「第二十三条」に改める。

別表チオ硫酸アンモニウムが原料として使用された液状窒素肥料の項中「液状窒素肥料」の下に「又は液状複合肥料」を加え、同表動物由来たん白質（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）別表第一の（一）のケ、コ又はサに定めるほ乳動物由来たん白質、家さん由来たん白質又は魚介類由来たん白質をいう。）が原料として使用された普通肥料の項中「別表第一の（一）の（一）のケ、コ又はサ」を「別表第一の（二）の（一）のケ、コ又はサ」に改め、「普通肥料」の下に「（次項に掲げるものを除く。）」を加え、同表に次のように加える。

牛由来の原料を原料として生産された肉骨粉又は当該肉骨粉を原料として生産された普通肥料

この肥料には、牛由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないでください。

附 則

この規則は、平成二十六年一月四日から施行する。ただし、第三条及び第四条の改正規定、別表チオ硫酸アンモニウムが原料として使用された液状窒素肥料の項の改正規定並びに同表動物由来たん白質（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）別表第一の（一）のケ、コ又はサに定めるほ乳動物由来たん白質、家さん由来たん白質又は魚介類由来たん白質をいう。）が原料として使用された普通肥料の項の改正規定（「別表第一の（一）の（一）のケ、コ又は

サ」を「別表第一の（二）の（一）のケ、コ又はサ」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

群馬県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十五年十二月二十七日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第七十五号

群馬県営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県営住宅管理条例施行規則（昭和三十五年群馬県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三条の第二項第八号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め、「。以下「配偶者暴力防止等法」という。」を削り、「被害者」を「被害者又は同法第二十八條の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者」に改め、同号イ中「配偶者暴力防止等法第三條第三項第三号」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第三條第三項第三号（同法第二十八條の二において準用する場合を含む。以下同じ。）」に、「配偶者暴力防止等法第五條」を「同法第五條（同法第二十八條の二において準用する場合を含む。以下同じ。）」に改め、同号ロ中「配偶者暴力防止等法第十條第一項」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十條第一項（同法第二十八條の二において準用する場合を含む。以下同じ。）」に改める。

第八条第五号中「配偶者暴力防止等法第一條第二項」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一條第二項」に改め、「被害者」の下に「又は同法第二十八條の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者」を加え、同号イ中「配偶者暴力防止等法第三條第三項第三号」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第三條第三項第三号」に、「配偶者暴力防止等法第五條」を「同法第五條」に改め、同号ロ中「配偶者暴力防止等法」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

第三十一條第一項中「第二十五條第二項」を「条例第二十五條第二項」に、「減免又は」を「減免若しくは」に改める。

第三十二條第四項中「（昭和二十五年法律第四百四十四号）」を削る。

附 則

この規則は、平成二十六年一月三日から施行する。ただし、第三十一條第一項及び第三十二條第四項の改正規定は、公布の日から施行する。

■ 告 示

◎群馬県告示第479号

個人の県民税に係る控除対象寄附金等の指定の告示（平成20年群馬県告示第479号）の一部を次のように改正する。

平成25年12月27日

群馬県知事 大 澤 正 明

1の項の表条例第37条の3第1項第7号に掲げる寄附金の部前橋市の項中「財団法人尾瀬保護財団（平成7年8月3日に財団法人尾瀬保護財団という名称で設立された法人をいう。）」を「公益財団法人尾瀬保護財団」に、「財団法人群馬県暴力追放県民会議（平成2年9月25日に財団法人群馬県暴力追放県民会議という名称で設立された法人をいう。）」を「公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センター」に、「財団法人佐藤交通遺児福祉基金（昭和46年11月1日に財団法人佐藤交通遺児福祉基金という名称で設立された法人をいう。）」を「公益財団法人佐藤交通遺児福祉基金」に、「社団法人群馬県緑化推進委員会（昭和59年11月8日に社団法人群馬県緑化推進委員会という名称で設立された法人をいう。）」を「公益社団法人群馬県緑化推進委員会」に改め、同部高崎市の項中「財団法人群馬交響楽団（昭和24年10月15日に財団法人群馬フィルハーモニーオーケストラという名称で設立された法人をいう。）」を「公益財団法人群馬交響楽団」に改め、同部伊勢崎市の項中「財団法人脳血管研究所（昭和38年10月8日に財団法人脳血管研究所という名称で設立された法人をいう。）」を「公益財団法人脳血管研究所」に改め、同部吾妻郡草津町の項中「財団法人関信越音楽協会（昭和52年4月14日に財団法人関信越音楽協会という名称で設立された法人をいう。）」を「公益財団法人関信越音楽協会」に改め、同部吾妻郡草津町の項の次に次のように加える。

東京都港区	公益社団法人日本グライダークラブに対する寄附金
-------	-------------------------

1の項の表条例第37条の3第1項第7号に掲げる寄附金の部東京都品川区の項中「財団法人アルカンシエール美術財団（昭和52年12月14日に財団法人アルカンシエール美術財団という名称で設立された法人をいう。）」を「公益財団法人アルカンシエール美術財団」に改める。

◎群馬県告示第480号

県税の収納事務の委託の告示（平成25年群馬県告示第209号）の一部を次のように改正する。

平成25年12月27日

群馬県知事 大 澤 正 明

「
表中

東京都千代田区岩本町三丁目10番1号 株式会社デイリーヤマザキ

 を
」
「

東京都千代田区岩本町三丁目10番1号 山崎製パン株式会社

 に改める。
」

◎群馬県告示第481号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中部県民局前橋土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年12月27日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の 前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	前橋安中富岡線	前橋市大友町二丁目25番の11地先から同市大友町三丁目24番の8地先まで	前	20.1～37.0	137.2
			後	21.6～43.8	137.2

■ 公 告

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成16年群馬県条例第50号)第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成25年12月27日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 公の施設の名称及び所在地
 - (1) 名称 県立自然史博物館附帯ホール
 - (2) 所在地 富岡市上黒岩1674番地1
- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (1) 名称 富岡市
 - (2) 主たる事務所の所在地 富岡市富岡1460番地1
 - (3) 代表者の氏名 富岡市長 岡野光利
- 3 指定の期間 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成16年群馬県条例第50号)第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成25年12月27日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 公の施設の名称及び所在地
 - (1) 名称 群馬県総合スポーツセンター
 - (2) 所在地 前橋市関根町800番地
- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

- (1) 名称 公益財団法人群馬県スポーツ協会
 - (2) 主たる事務所の所在地 前橋市関根町800番地
 - (3) 代表者の氏名 理事長 野本彰一
- 3 指定の期間 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成25年12月27日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 公の施設の名称及び所在地
 - (1) 名称 群馬県総合スポーツセンター伊香保リンク
 - (2) 所在地 渋川市伊香保町伊香保587番地1
 - 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (1) 名称 渋川市
 - (2) 主たる事務所の所在地 渋川市石原80番地
 - (3) 代表者の氏名 渋川市長 阿久津貞司
- 3 指定の期間 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成25年12月27日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 公の施設の名称及び所在地
 - (1) 名称 群馬県ライフル射撃場
 - (2) 所在地 北群馬郡榛東村大字上野原字吾妻山2番地17
 - 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (1) 名称 群馬県ライフル射撃協会
 - (2) 主たる事務所の所在地 高崎市倉渕町三ノ倉497番地
 - (3) 代表者の氏名 会長 藤多玲象
- 3 指定の期間 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成25年12月27日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 公の施設の名称及び所在地
 - (1) 名称 群馬県クレ射撃場
 - (2) 所在地 安中市宿2003番地ほか
 - 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (1) 名称 一般社団法人群馬県猟友会
 - (2) 主たる事務所の所在地 前橋市大渡町一丁目10番7号
 - (3) 代表者の氏名 会長 石関吉幸
 - 3 指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
-

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成25年12月27日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 公の施設の名称及び所在地
 - (1) 名称 群馬県野鳥の森施設
 - (2) 所在地 安中市松井田町横川地内
 - 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (1) 名称 安中市
 - (2) 主たる事務所の所在地 安中市安中一丁目23番13号
 - (3) 代表者の氏名 安中市長 岡田義弘
 - 3 指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
-

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成25年12月27日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 公の施設の名称及び所在地
 - (1) 名称 伊香保森林公園
 - (2) 所在地 渋川市伊香保町伊香保地内
 - 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (1) 名称 渋川市
 - (2) 主たる事務所の所在地 渋川市石原80番地
 - (3) 代表者の氏名 渋川市長 阿久津貞司
 - 3 指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
-

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成25年12月27日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 公の施設の名称及び所在地
 - (1) 名称 赤城森林公園及び赤城ふれあいの森
 - (2) 所在地 前橋市柏倉町地内及び前橋市富士見町赤城山地内
- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (1) 名称 群馬県森林組合連合会
 - (2) 主たる事務所の所在地 前橋市上大島町182番地20
 - (3) 代表者の氏名 代表理事会長 星野巳喜雄
- 3 指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成25年12月27日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 公の施設の名称及び所在地
 - (1) 名称 さくらの里
 - (2) 所在地 甘楽郡下仁田町大字上小坂地内
- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (1) 名称 一般財団法人群馬県森林・緑整備基金
 - (2) 主たる事務所の所在地 前橋市大友町一丁目18番7号
 - (3) 代表者の氏名 代表理事 山口栄一
- 3 指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成25年12月27日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 公の施設の名称及び所在地
 - (1) 名称 桜山森林公園
 - (2) 所在地 藤岡市三波川地内
- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (1) 名称 藤岡市
 - (2) 主たる事務所の所在地 藤岡市中栗須327番地

(3) 代表者の氏名 藤岡市長 新井利明

3 指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成25年12月27日

群馬県知事 大澤 正 明

1 公の施設の名称及び所在地

(1) 名称 みかぼ森林公園

(2) 所在地 藤岡市上日野地内

2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び構成員の氏名

(1) 名称 みかぼパークマネジメントJ V

(2) 主たる事務所の所在地 藤岡市本郷820番地9

(3) 代表者の氏名 グリーンクラフトマン株式会社 代表取締役 八木公治

(4) 構成員の氏名 株式会社オリエンタル群馬 代表取締役 中埜智親

3 指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成25年12月27日

群馬県知事 大澤 正 明

1 公の施設の名称及び所在地

(1) 名称 21世紀の森

(2) 所在地 沼田市上発知町地内及び利根郡川場村大字門前地内

2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

(1) 名称 利根沼田森林組合

(2) 主たる事務所の所在地 利根郡川場村大字谷地2054番地4

(3) 代表者の氏名 代表理事組合長 星野巳喜雄

3 指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり清算法人横野土地改良区清算人の就任の届出があった。

平成25年12月27日

群馬県知事 大澤 正 明

土地改良区名	清算人 監事 の別	区 分	役 員 氏 名	住 所
横野	清算人	新 任	大塚孝	渋川市赤城町見立881番地
	同	同	桑原元男	同 同 63番地
	同	同	永井章司	同 同 236番地
	同	同	南雲建一	同 同 380番地2
	同	同	望月操	同 同 823番地
	同	同	永井立身	同 同 241番地
	同	同	永井茂	同 同 886番地
	同	同	永井克男	同 赤城町三原田505番地
	同	同	齊藤泰久	同 同 365番地
	同	同	狩野孝夫	同 赤城町上三原田31番地1
	同	同	金子裕	同 同 90番地
	同	同	永井宏	同 赤城町滝沢111番地
	同	同	木暮紀録	同 同 224番地
	同	同	木暮作治	同 同 400番地
	同	同	石田幸彦	同 赤城町樽21番地1

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成25年12月27日

群馬県知事 大 澤 正 明

1 公の施設の名称及び所在地

(1) 名称 群馬県勤労福祉センター

(2) 所在地 前橋市野中町361番地2

2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

(1) 名称 公益財団法人群馬県勤労福祉センター

(2) 主たる事務所の所在地 前橋市野中町361番地2

(3) 代表者の氏名 理事長 石田弘義

3 指定の期間 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成25年12月27日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 公の施設の名称及び所在地
 - (1) 名称 宝台樹キャンプ場及び宝台樹スキー場
 - (2) 所在地 利根郡みなかみ町大字藤原地内
- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (1) 名称 武尊山観光開発株式会社
 - (2) 主たる事務所の所在地 前橋市荒牧町二丁目38番地9
 - (3) 代表者の氏名 代表取締役社長 遠藤一誠
- 3 指定の期間 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成25年12月27日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 公の施設の名称及び所在地
 - (1) 名称 武尊牧場スキー場
 - (2) 所在地 利根郡片品村大字花咲2797番地2
- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (1) 名称 武尊山観光開発株式会社
 - (2) 主たる事務所の所在地 前橋市荒牧町二丁目38番地9
 - (3) 代表者の氏名 代表取締役社長 遠藤一誠
- 3 指定の期間 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定により、次のとおり宅地建物取引業者の業務の全部の停止を命じた。

平成25年12月27日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 被処分者
 - (1) 商号又は名称 村上産業有限会社
 - (2) 代表者氏名 出浦猛
 - (3) 主たる事務所 高崎市乗附町1598番地3
 - (4) 免許証番号 群馬県知事（7）第3673号
- 2 処分年月日 平成25年12月18日
- 3 業務停止期間 平成25年12月19日から平成26年1月17日までの30日間

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第1項の規定により、次のとおり宅地建物取引業者の免許を取り消した。

平成25年12月27日

群馬県知事 大澤 正 明

1 被処分者

- (1) 商号又は名称 有限会社丸博住宅産業
- (2) 代表者氏名 太田博
- (3) 主たる事務所 富岡市南蛇井5番地
- (4) 免許証番号 群馬県知事（6）第5047号

2 処分年月日 平成25年12月17日

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成25年12月27日

群馬県知事 大澤 正 明

1 公の施設の名称及び所在地

- (1) 名称 群馬ヘリポート
- (2) 所在地 前橋市下阿内町377番地2

2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び構成員の氏名

- (1) 名称 日本空港コンサルタンツ・大成有楽不動産連合体
- (2) 主たる事務所の所在地 東京都文京区本郷五丁目33番10号
- (3) 代表者の氏名 株式会社日本空港コンサルタンツ 代表取締役社長 松前真二
- (4) 構成員の氏名 大成有楽不動産株式会社 代表取締役社長 林隆

3 指定の期間 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、前橋都市計画第一種市街地再開発事業の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年12月27日

群馬県知事 大澤 正 明

1 都市計画の種類及び名称 前橋都市計画第一種市街地再開発事業 千代田町二丁目8番商店街地区第一種市街地再開発事業

2 都市計画の変更年月日 平成25年12月9日

3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び前橋市都市計画部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、前橋都市計画高度利用地区の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年12月27日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画の種類及び名称 前橋都市計画高度利用地区 千代田町8番街
- 2 都市計画の変更年月日 平成25年12月9日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び前橋市都市計画部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

平成25年12月27日

群馬県知事 大澤 正 明

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	渋川市中村字中島599-1、599-2、601-1、601-2、601-3、602-1、602-2、599-2先水路、601-1先水路、602-1先水路	高崎市島野町212-1 NEXUSエステート株式会社 代表取締役 阿施浩行
2	邑楽郡板倉町大字岩田字北浦1027-1、1027-4	埼玉県羽生市大字羽生1233番地1 セレーノ201 井田尚志、井田葉子
3	邑楽郡板倉町大字除川字北原1641-1	邑楽郡板倉町大字除川1642番地 小林誠
4	安中市鷺宮字三本木2573-1、2573-11、2598-2の一部、2605-2の一部、字平塚2814-1、2814-7、中野谷字落合原3531の一部 (第1工区：安中市鷺宮字三本木2573-11、2598-2の一部、2605-2の一部、字平塚2814-7、中野谷字落合原3531の一部)	安中市安中一丁目23番13号 安中市土地開発公社 理事長 岡田義弘
5	邑楽郡邑楽町大字篠塚字馬場2649-3、2649-4	館林市松沼町4番1号 松沼町第1住宅-301 黒澤潤

■ 教育委員会公告

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成25年12月27日

群馬県教育委員会教育長 吉 野 勉

- 1 公の施設の名称及び所在地
 - (1) 名称 群馬県青少年会館
 - (2) 所在地 前橋市荒牧町2番地12
- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (1) 名称 公益財団法人群馬県青少年育成事業団
 - (2) 主たる事務所の所在地 前橋市荒牧町2番地12
 - (3) 代表者の氏名 理事長 大西康之
- 3 指定の期間 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成25年12月27日

群馬県教育委員会教育長 吉 野 勉

- 1 調達内容
 - (1) 購入等件名及び数量 群馬県立学校で使用する電気 年間予定使用電力量 19,316,500kWh
 - (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び群馬県立学校電気需給仕様書による。
 - (3) 履行期間 平成26年4月1日（火）から平成27年3月31日（火）まで
 - (4) 履行場所 群馬県立学校全79校85施設
 - (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
 - (3) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された平成24・25年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登録されていない者は、規則第190条の2の規定により、平成26年1月10日（金）までに群馬県会計局会計課に競争入札参加資格審査申請を行い、同月24日（金）までに資格者名簿に登録が確認できたものであること。

- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定による一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の2第1項の規定による特定規模電気事業者の届出を行っている者であること。
- (6) 履行開始日から送電をすることが可能である者であること。
- (7) 平成23年度における全電源の二酸化炭素排出係数の実績が0.463kg-CO₂/kWh以下であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県教育委員会事務局管理課県立学校財務係（担当 藤重） 電話027-226-4547（ダイヤルイン）
- (2) 入札説明書の交付方法 原則として、ぐんま電子入札共同システム（<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/>）による。なお、ぐんま電子入札共同システムによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。
- (3) 入札説明書の交付期間 平成25年12月27日（金）から平成26年1月24日（金）までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条に規定する休日を除き、時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。なお、入札説明書は、無料配布とする。
- (4) 競争参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書を平成26年1月24日（金）までに、上記(1)の場所に提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。
なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。
- (5) 入札及び開札の日時及び場所 平成26年2月7日（金）午後2時 群馬県庁22階221会議室（郵送による場合は、書留郵便とし、同月6日（木）午後4時までに上記(1)の場所に群馬県教育委員会事務局管理課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「群馬県立学校で使用する電気入札書在中」と朱書きすること。）

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (4) 契約書の作成の要否 要
- (5) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 契約の確定 この公告に係る契約は、平成26年度歳入歳出予算が群馬県議会で可決された場合において、議会の議決後に確定させる。
- (7) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement to the procuring entity: Tsutomu Yoshino, Superintendent of Education, Gunma Prefectural Government
- (2) Nature and quantity of the services to be required: Electricity for use at Gunma Prefectural Government Schools / Amount of electric power scheduled for annual use: 19,316,500 kWh/year
- (3) Period of Use: From April 1, 2014 to March 31, 2015
- (4) Place of Use: Gunma Prefectural Government Schools
- (5) Deadline for submission of application forms and attached documents regarding bidding qualifications: January 24, 2014 at 5:00 p.m.
- (6) Deadline for bids: February 7, 2014 at 2:00 p.m. (Bids submitted by mail must be submitted by registered mail and must be received no later than February 6, 2014 at 4:00 p.m.)
- (7) For further details, please contact: Budget and Facilities, Prefectural Board of Education, Gunma Prefectural Government, 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan, TEL 027-226-4547 (Japanese only)

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目 1 番 1 号
電話 027-223-1111
